

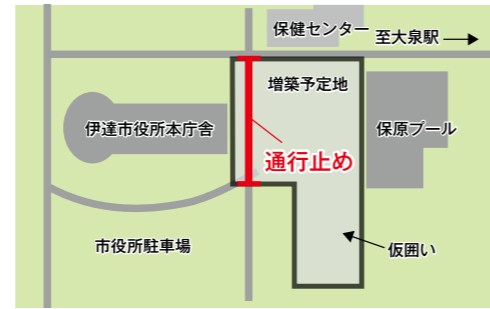
保原本庁舎の増築工事が始まります

敷地内で通行できなくなる箇所があります

保原本庁舎と梁川分庁舎に分かれている本庁舎機能を集約・一元化し、市民サービスの向上と事務の効率化を図るために、保原本庁舎の増築工事を開始します。完成は平成30年11月を予定しています。

この工事は、既存の庁舎を活用しながら増築工事を行うため、安全対策として工事現場の仮囲いや交通誘導員を配置します。来庁者の皆様にはご不便をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力をお願いします。

☎ 総務課行政管理係 ☎ 575-1111



● 工事の概要

[工事期間]

8月上旬～平成30年11月25日㊿

※保原本庁舎東側の通路が通行できなくなります。

[階数] 地上4階ペントハウス（塔屋）1階

[延床面積] 10,858.29㎡

（既存庁舎 6,087.44㎡、増築庁舎 4,770.85㎡）

[構造] 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造

市政の動きをいち早くキャッチ!

市職員を募集します

受付期間は8月7日㊿～25日㊿

平成30年度採用の伊達市職員採用候補者試験を実施します。試験職種は、行政事務（高校卒程度）と土木（高校卒程度）です。詳しくは、市ホームページまたは人事課で配布する実施要項をご確認ください。

[郵便による申込用紙の請求]

郵便で申込用紙を請求する場合は、8月18日㊿までに「職員採用候補者試験申込用紙請求（受験職種名）」と表面に朱書きした封筒に、返信用封筒（角型2号に120円切手を貼って宛先を明記したもの）を同封して請求してください。

試験職種	採用予定	受験資格	受付期間	申込方法	1次試験
行政事務 (高校卒程度)	若干名	次のすべてに該当すること ①平成8年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を持つ人 ※大学を卒業した、または、平成30年3月末日までに卒業見込みの人を除く	8月7日㊿～25日㊿ (土日、祝日を除く8時30分～17時15分。郵送の場合は8月25日㊿の消印有効)	申込用紙に必要事項を記入し、人事課（保原本庁舎2階）に提出してください。 ※申込用紙は人事課で配布します。市ホームページからダウンロードすることもできます。	9月24日㊿9時～保原中央交流館 ※2次試験については、実施要項をご覧ください。
土木 (高校卒程度)		次のすべてに該当すること ①昭和62年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を持つ人 ※大学を卒業した、または、平成30年3月末日までに卒業見込みの人を除く			

☎ 人事課人事給与係 ☎ 575-1104

下水道への接続をお願いします

清潔で住みよい街にするために

公共下水道が整備された区域では、排水設備を設置し、家庭などからの汚水を直接公共下水道に流さなければならないことになっています。

排水設備工事は、宅地内のトイレや台所、浴室などの汚水を公共下水道（公共汚水ます）まで導くために必要な工事です。

市では、水洗化を促進するため、水洗化の改造にかかる排水設備工事費用を金融機関から借り入れた際、返済金の利子を市で補給する制度

を設けていますので、ご利用ください。

下水道へ接続すると、悪臭や害虫の発生が抑えられ生活環境がよくなります。また、側溝や河川がきれいになり、自然環境を守ることもつながります。

下水道の役割をご理解いただき、清潔で住みよい街にするため、下水道への早期接続をお願いします。

☎ 下水道課管理係 ☎ 577-3162

特別弔慰金の請求期限が近づいています

ご請求は平成30年4月2日㊿まで

平成27年4月1日から申請を受け付けている「第10回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」の請求期限が近づいています。他県・他市町村に本籍を持つ戦没者のご遺族も、居住市町村で請求することになっています。

[支給内容]

額面25万円、5年償還の記名国債（い号）

[支給対象]

平成27年4月1日時点で、恩給法による公務扶助料などの受給者（戦没者の妻、父母など）がいないご遺族（戦没者などの子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、戦没当時に1年以上の生計同一関係があった三親等内親族）お一人に対し支給されます。遺族のうちどなたも請求されていない場合は、平成30年4月2日㊿までにご請求ください。

☎ 社会福祉課地域福祉係 ☎ 575-1264

小型家電リサイクルにご協力をお願いします

回収ボックスを設置しています

携帯電話やデジタルカメラなどに含まれる、金・銀・銅やレアメタルといった貴金属などの再資源化、ごみの減量化のために小型家電を回収しています。公共施設に回収ボックスを設置していますので、リサイクルにご協力をお願いします。

[回収ボックス設置場所]

保原本庁舎、梁川分庁舎、各総合支所、各中央交流館、伊達地方衛生処理組合

[主な回収品]

携帯電話（PHSやスマートフォンを含む）、ノートパソコン、電話機、ラジオ、デジタルカメラ、HDDレコーダ、DVDプレーヤー、ゲーム機、ACアダプターケーブルなど

※回収品の詳細はホームページをご覧ください。下記へお問合わせください。

☎ 生活環境課環境係 ☎ 575-1228

伊達総合支所業務環境担当 ☎ 583-5532

梁川総合支所業務環境担当 ☎ 577-1111

霊山総合支所業務環境担当 ☎ 586-3404

月舘総合支所業務環境担当 ☎ 572-2112

小学校通学区の特例

伊達・保原地域の一部が対象

伊達・保原地域の一部では、小学校通学区の特例があります。特例対象の小学校に入学する場合は、教育委員会の許可が必要です。

該当者には8月中旬に申請書を郵送します。来年4月に小学校入学予定で、この制度を利用する人は、「通学区外通学(就学)許可申請書」を学校教育課(梁川分庁舎2階)に提出してください。

※保原小に通学した場合は桃陵中に、上保原小・柱沢小に通学した場合は松陽中に進学することになります。

【対象】 来年4月に小学校に入学予定で、右表の住所に住民票のある人

【提出期限】 8月31日Ⓚ

☎ 学校教育課庶務管理係 ☎ 577-3249

▼伊達・保原特例区一覧

指定校	特例校	地区
上保原小	保原小	保原町字旭町(20番地～29番地2、31番地、32番地1、35番地1,3,4、64番地1,2)
大田小	保原小	保原町大泉字道城場、字大地内、字菖蒲沢(全地区)、保原町大泉字大館(1番地1～9番地12、14番地～15番地2、41番地1～42番地2、44番地1～54番地、56番地1～56番地4)
保原小	上保原小	保原町字油谷地、字京門(全地区)
	柱沢小	保原町字村岡、字岡代(全地区)
伊達東小	保原小	伏黒字中古川、字業師堂、字古屋敷、字本小幡、字川前、字向川原、字上川原、字土手西(全地区)

成人式のお知らせ

新たな気持ちで第一歩を

20歳を祝い、成人としての自覚をもって生きる若者を励ますため成人式を行います。対象者には、11月中旬に案内状を送付しますのでご確認ください。

【対象】 平成9年4月2日～平成10年4月1日に生まれた伊達市在住の人

※市外在住で、市の成人式に出席を希望する人や、現住所のある地域以外の成人式に出席を希望する人は、教育総務課(梁川分庁舎2階)または各総合支所へご連絡ください。

☎ 教育総務課社会教育係 ☎ 577-3245



【日時】

平成30年 1/7 日

地域	会場	開始時刻
伊達	伊達市ふるさと会館	14時～
梁川	梁川中央交流館	10時～
保原	セレビアスカイパレス	
霊山	霊山中央交流館	
月舘	ふるさとふれあいホール	

子宮頸がん・乳がんの施設検診を受診しましょう

自分のために、家族のために受診を

いべ! 検診!

8月1日Ⓚから子宮頸がん・乳がんの施設検診が始まります。詳しくは住民検診パンフレット「いべ! 検診!」をご覧ください。

【対象】 平成30年3月31日現在の満年齢
子宮頸がん検診：満20歳以上で偶数年齢の女性
乳がん検診：満40歳以上で偶数年齢の女性
※対象者には5月下旬以降、健康推進員を通じ施設検診受診シールを送付しています。
※乳がん検診は、ペースメーカーを装着している人、手術をした人、豊胸手術をしている人は受診できません。

【期間】 8月1日Ⓚ～平成30年2月28日Ⓚ

【検査内容】

子宮頸がん検診：子宮頸部の細胞診

乳がん検診：乳房の視触診とマンモグラフィー(満60歳以上の人はマンモグラフィーのみ)

【実施医療機関】

住民検診パンフレット「いべ! 検診!」または、市ホームページをご覧ください。

【受診方法】

「施設検診受診シール」が届いてから医療機関に予約のうえ受診してください。

12月以降は予約が困難になることがありますので、早めに予約しましょう。

【自己負担額】

▼子宮頸がん検診

社会保険加入者：1,400円

国民健康保険加入者：700円

▼乳がん検診

①満40歳～満59歳で偶数年齢の女性

社会保険加入者：1,300円

国民健康保険加入者：600円

②満60歳以上で偶数年齢の女性

社会保険加入者：800円

国民健康保険加入者：400円

※満70歳以上の人、後期高齢者医療制度加入者、生活保護世帯、市民税非課税世帯は自己負担額が無料になります。

☎ 健康推進課地域成人係 ☎ 576-3736

血管を守る大作戦！生活習慣病予防の講演会

ゲストは「ZIP!」に出演中の長沢裕さん

保原町出身の長沢裕さんと保原中央クリニックの本多由季恵先生による生活習慣病予防のための講演会を開催します。講演会終了後は健康測定会、相談会を実施します。事前申し込み不要、入場無料ですので、お気軽にご参加ください。

【日時】 10月8日Ⓚ

講演会：10時30分～11時10分

(10時から受付開始)

健康測定会：11時20分～13時00分

【会場】 伊達市ふるさと会館



長沢裕さん ©T-STYLE

【講師】

フリーアナウンサー・タレント 長沢裕さん(保原町出身)
保原中央クリニック 家庭医療科 本多由季恵先生

【内容】

長沢裕さんと本多由季恵先生のトークセッション、健康測定会、健康相談会、野菜販売会

☎ 健康推進課地域成人係 ☎ 576-3736

国保年金課給付係 ☎ 575-1198

高額介護サービス費の基準額が変更になります

8月から変更になります

1カ月に利用した介護保険の利用者負担額が一定額を超えた時に支給される「高額介護サービス費」の上限額が見直されます。

【対象】

市民税を課税されている人が1人以上いる世帯
変更前：3万7,200円(世帯)

変更後：4万4,400円(世帯)

ただし、同じ世帯の65歳以上の人の利用負担割合が1割の世帯は、年間44万6,400円の上限が設けられ、年間(8月～翌年7月末日)で計算して負担額が上限を超える場合には、高額介護サービス費として負担額が戻ります。(今後3年間の限定措置となります)

☎ 高齢福祉課介護保険係 ☎ 575-1299

後期高齢者医療保険料が決定しました

保険料額の通知を8月中旬に送付します

◇保険料の算定方法

保険料は「均等割額」と「所得割額」の合計で個人ごとに算定されます。福島県内で同じ保険料率が適用されます。

$$\text{年間保険料 (上限57万円)} = \text{均等割額 4万1,700円} + \text{所得割額 (総所得金額等 - 33万円) \times 8.19\%}$$

◇保険料の軽減

▼均等割額の軽減

平成29年度から、均等割額の5割軽減と2割軽減における所得基準が拡大されます。
※軽減制度は申請の必要はありませんが、世帯に所得未申告の人がいる場合は適用されません。

軽減割合	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額※1	均等割額
9割軽減	33万円以下で、世帯内の被保険者全員の公的年金収入が80万円以下の場合	4,170円
8.5割軽減	33万円以下の場合	6,255円
5割軽減	33万円 + (被保険者数 × 27万円※2) 以下	2万850円
2割軽減	33万円 + (被保険者数 × 49万円※3) 以下	3万3,360円

※1：65歳以上の人の公的年金所得の場合、15万円の特別控除が考慮されます。
※2：前年度26万5,000円 ※3：前年度48万円

▼所得割額の軽減措置の改正

所得から基礎控除33万円を差し引いた額が58万円以下の人の所得割額の軽減割合が、5割軽減から2割軽減と変更されます。

▼社会保険等の被扶養者に対する均等割額の軽減措置の改正

後期高齢者医療制度に加入する前日まで、被用者保険（会社の健康保険など、国保・国保組合は除く）の被扶養者であった人の均等割額の軽減割合が、9割軽減から7割軽減と変更されます。ただし、所得が低い人に対する軽減にも該当する人については、いずれか大きい方の額が軽減されます。

※所得割額の負担はありません。

◇保険料の納付方法

原則は年金からの差引き（特別徴収）となります。ただし、年度の途中で75歳の誕生日を迎えた人や伊達市に転入した人は、一定期間、納付書や口座振替など（普通徴収）により納付してください。

●特別徴収にならない人

- 年金受給額（年額）が18万円未満の人
- 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える人
- 介護保険料が特別徴収ではない人
- 介護保険料を伊達市以外の自治体に納付している人

●納付書から口座振替へ変更する場合

通帳、印鑑、保険料額通知書、口座振替依頼書を持参して、金融機関でお申し込みください。

●特別徴収から口座振替へ変更する場合

金融機関で口座振替をお申し込みのうえ、口座振替依頼書（控）を持参して、国保年金課または各総合支所に届け出てください。
※申し込みの時期によっては、口座振替が間に合わない場合があります。

☎ 国保年金課賦課係 ☎ 575-1198

児童扶養手当現況届を提出してください

提出期限は8月31日☎

児童扶養手当（※）の現況届は、毎年8月1日の状況により、手当を引き続き受けられるかどうかを確認するためのものです。8月中に提出されないと、8月以降の手当が受給できなくなりますのでご注意ください。

なお、支給が停止されている人も現況届の提出が必要です。あわせて、ひとり親家庭医療費助成の登録更新の受け付けも行います。

それぞれ該当する人には、8月上旬にお知らせを送付しますので、必要書類を揃えて忘れずに右記の集中受付日に提出してください。また、

ご本人・同居のご家族で所得未申告の人がいる場合は判定ができませんので、お早めに申告を済ませるようお願いします。

※ひとり親家庭や父または母が心身に重度の障がいがある家庭などの生活の安定と自立の促進ために支給される手当

集中受付を実施します

〔受付日〕 8月15日☎～17日☎
9時～12時、13時～18時30分
〔場所〕 保原本庁舎1階 大会議室

☎ こども支援課子育て支援係 ☎ 577-3128

国保税の税率などが決定しました

今年度は税率を引き下げ

伊達市の国民健康保険事業は被保険者数が減少する一方、1人あたりの医療費は毎年増加しています。医療給付などにかかる国保税の必要額を算出し計算した結果、国の財政支援の拡充などにより、平成29年度の税率は引き下げとなりました。

国民健康保険は、病気やケガをしたときに安心して医療が受けられるよう、加入者みんなで支え合う制度です。7月14日☎に納税通知書を発送しましたので、納付方法を確認し、忘れずに納期限内に納めましょう。

医療費を下げることは、税負担の低減につながります。ジェネリック医薬品の活用や重複・頻回受診を避け、特定健診を積極的に受診し、病気の早期発見・早期治療を心がけましょう。

▼納付方法

特別徴収 (年金差引)	世帯主を含む国保加入者が全員65～74歳の世帯は、原則として世帯主の年金から差し引かれます。
普通徴収	窓口納付 金融機関、市役所またはコンビニエンスストアに納付書を持参し現金で納付します。
	口座振替 指定した口座から納期末日に自動で引き落としになります。

▼国保税の税率

区分	医療分	支援分	介護分 (※)
所得割	6.18%	3.04%	2.88%
均等割	2万2,000円	1万400円	1万2,900円
平等割	1万8,000円	8,400円	7,000円

※40～64歳までの人が対象。65歳以上の人は別途「介護保険料」として負担しています。

◇今年度の改正点

所得が低い世帯に対する軽減措置の拡充

前年中の所得合計額が一定基準額以下の場合、均等割額と平等割額を減額します。今年度は軽減制度の基準額を引き上げ、対象者を拡大しました。

※軽減制度は申請の必要はありませんが、世帯に所得未申告の人がいる場合は適用されません。

軽減割合	軽減判定基準額 (世帯主 + 被保険者の前年所得)
7割	33万円以下
5割	33万円 + (被保険者数 × 27万円※1) 以下
2割	33万円 + (被保険者数 × 49万円※2) 以下

※1：前年度26万5,000円 ※2：前年度48万円

☎ 国保年金課賦課係 ☎ 575-1198

国保、後期高齢者医療制度の高額療養費を改正

自己負担限度額、居住費が変わります

[対象] 70歳から74歳の国民健康保険被保険者、後期高齢者医療制度加入者

◇自己負担限度額の変更

平成29年8月から平成30年8月にかけて医療費の自己負担限度額が段階的に変更となります。下表の黄色の部分が変わります。

▼平成29年8月から平成30年7月まで (変更前の金額は平成29年7月まで適用されます)

所得区分	負担区分	限度額 (月額)		
		外来 (個人単位)	外来 + 入院 (世帯単位) 1 ~ 3 回目 (年)	4 回目以降 (年)
現役並所得者 (※1)	3 割	5 万 7,600 円 (変更前: 4 万 4,400 円)	8 万 100 円 + (医療費の総額 - 26 万 7,000 円) × 1%	4 万 4,400 円
一般	2 割 (※4)	1 万 4,000 円 (変更前: 1 万 2,000 円) 年間上限は 14 万 4,000 円	5 万 7,600 円 (変更前: 4 万 4,400 円)	4 万 4,400 円
低所得者 II (※2)		8,000 円	2 万 4,600 円	
低所得者 I (※3)			1 万 5,000 円	

※1: 70歳以上の国保加入者で住民税標準額が145万円以上かつ収入が383万円以上(複数世帯の場合は520万円)

※2: 住民税非課税世帯(低所得Iを除く)

※3: 住民税非課税世帯で、必要経費や基礎控除などを差し引いた所得が0円となる世帯(年金収入は80万円まで)

※4: 昭和19年4月1日以前に生まれた人および後期高齢者医療制度加入者は1割

▼平成30年8月から

所得区分 (課税所得)	負担区分	限度額 (月額)		
		外来 (個人単位)	外来 + 入院 (世帯単位) 1 ~ 3 回目 (年)	4 回目以降 (年)
690 万円以上	3 割	25 万 2,600 円 + (医療費の総額 - 84 万 2,000 円) × 1%		14 万 100 円
380 万円以上		16 万 7,400 円 + (医療費の総額 - 55 万 8,000 円) × 1%		9 万 3,000 円
145 万円以上		8 万 100 円 + (医療費の総額 - 26 万 7,000 円) × 1%		4 万 4,400 円
一般	2 割 (※4)	1 万 8,000 円 年間上限は 14 万 4,000 円	5 万 7,600 円	4 万 4,400 円
低所得者 II (※2)		8,000 円	2 万 4,600 円	
低所得者 I (※3)			1 万 5,000 円	

◇居住費の変更

療養病床に入院したときの居住費(1日当たり)が平成29年10月から370円に引き上げとなります。ただし、入院医療の必要性の高い人は200円、難病患者は0円となります。

所得区分	食費 (1食当たり)	居住費 (1日当たり)
現役並所得者 (※1)	460 円 (※5)	平成29年9月まで 320 円
一般		↓
低所得者 II (※2)	210 円	平成29年10月から 370 円 (※6)
低所得者 I (※3)	130 円	

※5: 一部医療機関では420円 ※6: 入院医療の必要性の高い人は200円、難病患者は0円